

平成 28 年 8 月 26 日

各関係団体 御担当者 様

静岡市都市局建築部建築指導課

課長 妻木 明仁

## 中間検査における告示の改正について（お知らせ）

日頃から本市の建築行政にご協力頂きありがとうございます。

基礎ぐい工事に係る問題の発生を受け、建築物の安全確保の観点から、中間検査の対象建築物及び特定工程の見直しを行い、中間検査の特定工程及び特定工程後の工程を再指定する静岡市告示第 642 号を 8 月 26 日に公布しましたので、改正の概要を下記のとおりお知らせします。

改正内容は、静岡県、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市と同じとなっておりますが、適用の除外等が異なりますので、ご注意ください。

## 記

**1 区域**

静岡市全域

**2 適用時期**

平成 28 年 10 月 1 日以降に確認申請書を提出した建築物に適用されます。

なお、平成 28 年 9 月 30 日までに確認申請書を提出した建築物は従前（H25 静岡市告示第 538 号）のとおりです。

**3 中間検査を行う建築物と特定工程**

## (1) 対象建築物

分類	新告示（H28 静岡市告示第 642 号）	旧告示からの変更点
1. 中規模以上の建築物	<u>階数が 3 以上のもの</u>	床面積の制限（1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの）がなくなりました。
2. 住宅等	一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿又はこれらとその他の用途を併用するもの（増築又は改築に係る床面積の合計が 60 平方メートル以下のものを除く。）。	変更はありません。

(2) 特定工程

分類	新告示 (H28 静岡市告示第 642 号)	旧告示からの変更点
1. 中規模以上の建築物	①基礎の配筋工事 ②建方工事等 (構造種別による)	①基礎の配筋工事の特定工程を追加しました。 中間検査が2回必要となります。
2. 住宅等	①建方工事等 (構造種別による)	変更はありません。

**4 中間検査を行わない建築物** (今までと変更ありません。)

次に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第 18 条又は法第 85 条の適用を受ける建築物
- (2) 住宅の品質確保の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号) 第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書 (同法第 6 条第 3 項の規定による建設住宅性能評価書に限る。) の交付を受ける建築物

<別添資料>

- ① 静岡市告示第 642 号 (平成 28 年 8 月 26 日公布)
- ② 県内特定行政庁の中間検査指定状況 (参考 静岡県が作成したものと同一内容です。)

建築指導課 審査係 担当者名 品田、嶺岡 電話 054-221-1259
--